

第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画策定支援業務委託に係る  
プロポーザル審査要項

1 趣旨

本要項は、第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領で定める事項のうち、委託契約の優先交渉権者を選定するための審査方法について、評価項目等の必要となる事項を定めるものとする。

2 審査委員及び審査

- (1) 審査は、別紙1「プロポーザル審査委員名簿」に掲げる者をもって構成し、審査は「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画策定支援業務に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を開いて、採点により行う。
- (2) 審査委員がやむを得ない理由により出席できないときは、あらかじめ当該委員から指名された当該委員の所属する課の職員が代理で出席し審査をすることができる。

3 採点方法

- (1) 企画提案の内容は、プロポーザルの参加者から提出された企画提案書等の書類及び参考見積書により評価及び採点をする。
- (2) 審査委員は、別紙2「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画策定支援業務委託に係るプロポーザル採点表」の各項目に基づき評価及び採点を行うものとし、各参加者の企画提案の内容を比較し、採点項目ごとに優劣をつけることとする。なお、採点項目にて参加者から提案のない項目については、0点とする。
- (3) 参考見積書の評価（以下「価格点」という。）の方法については、参考見積書に提示された総事業費が最低である参加者を1位とし、225点を付与するものとし、他の参加者の得点は、1位の価格（最低提案価格）との比率により算出する。

なお、価格点の採点については、次の計算式で算出する。

$$\text{価格点} = (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格}) \times 225$$

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

4 順位

- (1) 「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画策定支援業務委託に係るプロポーザル採点表」による評価点の総計が高い参加者から順に順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加者が1者の場合は、総評価点が450点以上であれば、第1位の優先交渉者とみなす。

$$\text{総評価点} (450点) = 225 (\text{価格}) + 225 (\text{採点項目} 450 \div 2)$$

- (2) 「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領」に定める「3 委託料上限額」の2年度間の総額又は各年度の内訳額のいずれかを超える場合は、選定の対象としない。

5 審査結果の通知

市長は、審査結果の報告を受け、採否の判断を行い、その結果について参加者に通知する。